

平成 30 年 5 月 30 日

「美らネット 2 4 電子交付サービス規程」新旧対照表

(下線部分変更)

新	旧
<p>第 4 条 本サービスを利用できるお客様</p> <p>お客様は、以下の事項について確認を行ったうえで、合致する場合にのみ本サービスを申込みすることができるものとします。</p> <p>お客様は、当社に既に総合取引口座の開設を行っているか、本サービスの申込みと同時に総合取引口座の開設を申込みお客様で、常にインターネットを利用することができること。</p> <p>お客様は、本サービスの開始後において当該書面をお客様の使用する電子計算機に備えられたファイルに記録することができること。</p> <p>お客様は、本条 の記録を出力することにより、当該書面の作成が可能であること。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>お客様は、当社が本サービスに関し使用する電子計算機に必要とされる OS 等に変更が生じた旨の通知に対する確認を行い、該当する OS 等が備わっていない場合は、当社の定める解約方法にて本サービスを解約することに同意していただけること。</p> <p>お客様は、本サービスを利用する場合、必ず当該取引報告書等の内容を自ら確認し、異議がある場合は当社の定める期限内に</p>	<p>第 4 条 本サービスを利用できるお客様</p> <p>お客様は、以下の事項について確認を行ったうえで、合致する場合にのみ本サービスを申込みすることができるものとします。</p> <p>お客様は、当社に既に総合取引口座の開設を行っているか、本サービスの申込みと同時に総合取引口座の開設を申込みお客様で、常にインターネットを利用することができること。</p> <p>お客様は、本サービスの開始後において当該書面をお客様の使用する電子計算機に備えられたファイルに記録することができること。</p> <p>お客様は、本条 の記録を出力することにより、当該書面の作成が可能であること。</p> <p><u>(具体的にはプリンター等が利用可能な状態であること。)</u></p> <p>お客様は、当社が本サービスに関し使用する電子計算機に必要とされる OS 等に変更が生じた旨の通知に対する確認を行い、該当する OS 等が備わっていない場合は、当社の定める解約方法にて本サービスを解約することに同意していただけること。</p> <p>お客様は、本サービスを利用する場合、必ず当該取引報告書等の内容を自ら確認し、異議がある場合は当社の定める期限内に</p>

当社に申し立てること。また、当社の定める期限までに異議申し立てをされなかった場合、当社はお客様が電子交付書面の内容に同意されたものみなすことに同意されること。

(附則)

この約款は、平成 30 年 6 月 11 日より適用させていただきます。

当社に申し立てること。また、当社の定める期限までに異議申し立てをされなかった場合、当社はお客様が電子交付書面の内容に同意されたものみなすことに同意されること。